

資料
〔翻訳〕

パウルス
『意見集』(IV)

早稲田大学ローマ法研究会

有住 淑子 高田普久男 塚原 義央 原田 俊彦
藤野奈津子 宮坂 渉 山本真由子

凡例

①表記法

- (1) [] この括弧内に記された表題もしくは語句は、校訂者によって挿入されたものである。
- (2) イタリックの部分は日本語表記では不可能なので、この部分を指示することは断念した。
- (3) [] この括弧内に記された部分は、邦訳者による内容理解のための解釈である。
- (4) 原註（上段）においては、当該法文の典拠となる法史料、または理解の手助けとなる法史料が挙げられている。
- (5) 訳註（下段）においては、他の刊本との配列の異同、または邦訳者による最小限度の説明が挙げられている。
- (6) 原注に挙げられた法史料の読解において参照した文献のうち、特記すべき文献を以下に挙げる。
- A. Watson, *The Digest of Justinian*, Philadelphia, c1985 (以下、英訳)
- C. E. Otto, B. Schilling, C. F. F. Sintenis, *Das Corpus iuris civilis*, Leipzig, 1831-1839 (以下、旧独訳)
- O. Behrends, R. Knütel, B. Kupisch, H. H. Seiler, *Corpus iuris civilis : Text und Übersetzung*, Heidelberg, c1990—c2012 (以下、新独訳)
- M. Hyamson, *Mosaicarum et romanarum legum collatio*, Buffalo, N. Y., 1997 (以下、Hyamson 版)
- (7) [11 親等について] は便宜のため、有住淑子が親等図を作成し巻末に掲載した。

第4卷

[1 信託遺贈について]

1 夫は嫁資を予め遺贈した妻に〔その嫁資に対し〕信託遺贈を設定することはできない。なぜなら、妻は利得の目的で遺言によりある物を取得するのではなく、自分の物を取り戻すと見なされるからである。

IP 夫が妻から受け取った嫁資を自らの遺言により遺贈の名義で妻に残した場合、遺言人がこれを命じるとしても、その嫁資について信託遺贈を妻に与えることにはならない。なぜなら、妻は夫の財産からある物を取得するのではなく、[妻が夫に] 委ねていたものを取り戻したと見なされるからである。

2 後生子が相続人に指定された場合、信託遺贈物は後生子により〔受益者に〕与えられることができる。

3 皇帝が相続人としてされた場合、皇帝に対して遺贈物も信託遺贈物も請求することができる。

4 耳の聞こえない者あるいは口のきけない者が遺贈物を取得した場合、あるいは相続人に指定された場合、あるいは無遺言で相続した場合、彼らに対して信託遺贈物は残される。

IP 誰からであれ耳の聞こえない者、あるいは口のきけない者が遺言によって相続人に指定された場合、あるいは無遺言で相続した場合でも、遺言によつてあるいは正当な数〔の証人⁽¹⁾〕によって、彼らが与えるという義務を負うように、信託遺贈の名目である物を渡されたならば、それをなんとしてでも与

(1) 4.1.5のIP. と合わせて考えると、証人 (testes) の数であると思われる。

えるように強いられる。

4^a 父あるいは主人が〔履行せずに〕残した信託遺贈物は、相続財産が彼らに取得されない場合、家父権免除された息子あるいは解放された奴隸を相手方として準訴権により請求される。なぜなら取得された相続財産の利益が彼ら〔息子および奴隸〕の下に留まるからである。⁽²⁾

5 信託遺贈物を遺す者は、受ける者に向けても次のように式語を発することができる。例えば「ガーイウス・セーイウスよ、私はあなたがその物に満足するよう求める」あるいは「私はその物があなたに与えられるよう望む」⁽³⁾ というものである。

IP 誰に対してであれ信託遺贈をする者は、〔信託遺贈物を〕遺した者に対して次のような式語を発することができる。すなわち「私はその物が私の物からあなたに与えられることを欲する」または「あなたがその物に満足することを認めるよう、私はあなたに希望する」というものである。しかし、以上のことは一連の遺言または証人たちの証言によって確かなものとしなければならない。

6 われわれは次のような文言で信託遺贈をなすことができる。すなわち「rogo (私は依頼する)」「peto (私は請求する)」「volo (私は欲する)」「mando (私は委任する)」「deprecor (私は請願する)」「cupio (私は願い求める)」「iniungo (私は付加する)」という動詞である。「desidero (私は懇願する)」と「impero (私は命ずる)」の文言もまた信託遺贈を有効にする。しかし「relinquo (私は残す)」⁽⁴⁾ と「commendo (私は推薦する)」は信託遺贈の訴権を発生させない。

1 § 4^a Dig. 32. 4にもとづく。

(2) Liebs では、4.1.5となっている。

(3) Liebs では、4.1.6となっている。

(4) Liebs では、4.1.7となっている。

IP あるときに信託遺贈が残される場合、依頼の文言によって残されることができる。すなわち、あたかもある者が受益者の財産に付け加えたかのように、[受託者] 自身の信義に委ねられた物が遺言人の欲したものとなるよう、ある者が依頼し、あるいは付加し、あるいは求め、あるいは望む、というような文言である。これに対し、ある者が「私はこれをあの者に送る」あるいは「私は委ねる」と言うならば、文言が直接的であるため、それらは信託遺贈の余地はない。

6^a 信託遺贈はうなづくことでも残される。それは、話すこともできる者がうなづくことで〔信託遺贈物を〕残す場合である。ただし、突然襲った病気で〔話すことが〕できない場合を除く。⁽⁵⁾

7 われわれは、われわれの財産も他人の財産も、信託遺贈によって残すことができる。しかし、われわれの財産はただちに、他人の財産は評価⁽⁶⁾されあるいは買い取られて与えられる。

IP 信託遺贈によって各々は自分の財産も他人の財産も残すことができる。しかし自分の財産を残した場合、残された財産それ自体が与えられる。他方、他人の財産を残した場合、残された財産の評価額を与えること、あるいはその財産を買い取って与えることをその信義に委ねられた相続人が強いられるのは当然である。⁽⁷⁾

8 遺言人は、他人の財産をあたかも自分の財産のように信託遺贈によって残した場合、残さなかつたであろう。他人の財産と知っていた場合、遺

1 § 6^a Dig. 32. 21. pr. にもとづく。 §§ 7-8 Gai. 2. 261, 262. Vlp. 25. 5. を参照。

(5) Liebs では、4. 1. 8となっている。 nisi 以下の文章に関しては、interpolatio の可能性が指摘されている。

(6) Liebs では、4. 1. 9となっている。

(7) cuius fidei…とする Kaser-Schwarz の校訂に従うが、cui fidei…とする写本も存在する。

贈が常にそうであるように、信託遺贈は無効となるであろう。⁽⁸⁾

9 遺言者が物を遺したがなお存命で、その物を売却した場合、信託遺贈は消滅する。⁽⁹⁾

10 遺言書によって確認されなかった小書附に書き加えられた信託遺贈が義務付けられるのは正当である。⁽¹⁰⁾

IP たとえ小書附が遺言によって確認されていなかったとしても、小書附を通じて残された信託遺贈物が義務付けられるのは当然である。

11 どのような文言によるのであれ、父が息子に残した信託遺贈物が〔息子に〕義務付けられるのは正当である。なぜなら、特定の家族関係にある者たちの間では、贈与の場合のように、どのような文言であれ意思が表明されれば、それで十分だからである。そしてそれゆえ、「死亡する前日」〔という文言〕ですら〔信託遺贈物は〕正当に残されたと見なされる。⁽¹¹⁾

12 家父権免除に際して、あるいは「自権者になるときに」〔という文言で〕残された信託遺贈物は、どのような方法であれ父の権力から解放された者に義務付けられる。⁽¹²⁾

IP 父によって家父権免除されたときに、あるいは自権者になったときに、⁽¹³⁾信託遺贈物は残されるというように、信託遺贈物が息子に残される場合、ど

1 § 10 Gai. 2. 270を参照。

(8) Liebs では、4. 1. 10となっている。

(9) Liebs では、4. 1. 11となっている。

(10) Liebs では、4. 1. 12となっている。

(11) Liebs では、4. 1. 13となっている。Gai. 2. 232を参照。

(12) Liebs では、4. 1. 14となっている。

(13) Kaser-Schwarzによれば、“relictum”はテクストからIP中に組み込まれて

のような方法で息子が父の権力から解放されるとても、残されたものを息子が義務付けられるのは当然である。

13 子供を持つことなく死亡したならば相続財産の返還を共に求められていた場合、彼らの一方が子供を持つことなく死亡したとき、相続財産は生き残った者に帰属する。しかし、彼らはこのことにもとづき遺言人の意(14)思に反して合意することはできない。

IP ある者が、2人のうちの1人が子供を持つことなく死亡したときに生き残った者に全ての相続財産が取得されるよう、2人に相続財産を残し彼らに求めた場合、彼らのうちの1人が死亡したとき、生き残っている者に全ての相続財産は帰属するであろう。さらに、彼ら自身が、生きている間に、その相続財産についてあることをしようと欲した場合、彼らが締結したものは有効とはならないであろう。

14 相続人が相続を承認する前に遺贈物を取得する場合、受遺者がその前に遺贈物を取得する場合、信託遺贈物を給付することはできない。(15)

IP 相続人は自身に残された相続財産を受け取る前に、受遺者は彼に残された遺贈物を取得する前に、彼らに残されたものからある物を、信託遺贈を通じて他の人へ引渡すことはできない。

15 信託遺贈物を相続人が売りそれを知っている者が買った場合、にもかかわらず信託遺贈の受益者がその物を占有している状態にあることを(16)〔プラエトルに〕望むことは当然である。

おり、これに代わるものとして“reddatur”や“restituatur”や“reformatetur”といった言葉が補われるべきであるとしている。

(14) Liebs では、4.1.15となっている。

(15) Liebs では、4.1.16となっている。

(16) Liebs では、4.1.17となっている。

IP ある人に信託遺贈を通じて残された物を相続人が誰かに売り、他の人に残された物であることを知っているものが〔それを〕買った場合、自らに割り当てられた物を保持させるよう望むのは当然である。

16 信託遺贈物が被解放自由人に遺される場合は常に、解放された者にのみ、あるいは同一の遺言書において合法的な数の限度内で自由を獲得した者たちにのみ信託遺贈物は帰属する(17)というのが通説であった。

IP 信託遺贈物が被解放自由人に遺された場合、解放された者たちに、あるいは合法的な数の限度内で自由を獲得した者たちに、信託遺贈物は〔与えられることを〕義務付けられる。ところで合法的な数とはフーフィウス・カニニウス法に従って規制されるものである。

17 信託遺贈物が相続人によって給付されなかった者は、相続財産に対してだけでなく、相続人が元来持っていた財産に対しても〔訴えることを〕認められる。(18)

18 信託遺贈物にかんする権利は全て、物の取り戻しではなく、〔相続財産の〕請求の上に成り立つ。(19)

IP 信託遺贈物が遺される場合は常に、〔相続財産を〕請求することができるようには取り戻しすることはできない。

1 § 18 Gai. 278. Vlp. 25. 12. を参照。

(17) Liebs では、4. 1. 18となっている。

(18) Liebs では、4. 1. 19となっている。

(19) Liebs では、4. 1. 20となっている。

19 遺された信託遺贈物であり遺された者が無償で取得した信託遺贈物は、消滅するというのが通説であった。死亡した者がその〔信託遺贈物の〕⁽²⁰⁾評価もなされることを欲した場合を除く。

20 家の柱あるいは梁が信託遺贈を通じて遺された場合、最も高い身分の者だけは、家への侵害なしに持ち去ができる物だけが与えられることを欲した。たとえ〔その物についての〕評価がなんら言及されていなくてもそうであった。⁽²¹⁾

[2 トウレベッリウス元老院議決について]⁽²²⁾

トウレベッリウス元老院議決によって、相続人だけが全ての相続に関する訴権によって責任を負わされないように、ということになった。したがって、相続財産が信託遺贈を原因として引渡されるたびに、相続財産に関する訴権は受益者に移る。なぜならば、相続財産についての信義は誰かを害することがあってはならないからである。

[3 ペーガスス元老院議決について]⁽²³⁾

1 相続財産がペーガスス元老院議決にもとづいて引渡される受益者と相続人との間に、次のような部分のおよび部分のための問答契約が設定される。すなわち、指定相続人には〔相続財産の〕4分の1のための訴権が、一方、受益者にはその他の部分のための訴権が与えられる、というもので

1 §§19-20 Dig. 32. 21. 1, 2にもとづく。2 Gai. 2. 253. Vlp. 25. 14. を参照。

(20) Liebs では、4. 1. 21となっている。

(21) Liebs では、4. 1. 22となっている。

(22) トウレベッリウス元老院議決 (senatus consultum Trebellianum) 56年に定められた。

(23) ペーガスス元老院議決 (senatus consultum Pegasianum) 73年頃に定められた。

ある。

IP 相続人と〔相続人が〕信託遺贈により相続財産を引渡すよう命じられた者との間に、相続人は自身に留保する〔相続財産の〕4分の1のために4分の1のための訴権を取得し、受益者は相続財産から自分に帰属する4分の3までの部分のための訴権だけ認められるというような問答契約が設定された場合、そのことは遵守されるべきである。

2 全ての相続財産を引渡すように求められた者が4分の1の部分を留保することを望まない場合、その者はトゥレベッリウス元老院議決によりその全ての相続財産を引渡す義務を負う、というのが多数説である。なぜなら、その時点で全ての訴権は信託遺贈の受益者に付与されるからである。

IP 全ての相続財産を他の者に引渡すように信託遺贈により命じられた者が、法上自らに許された〔相続財産の〕4分の1を留保することを望まなかつた場合、その者は相続財産全部を引渡すことが当然である。そしてそれがなされたならば、すべての相続財産のように、相続財産に関する全ての訴権は受益者の側に移行する。

3 フアルキディウス法もペーガス元老院議決も、全ての債務および神々への供物が差し引かれたならば、残りの相続財産の4分の1が相続人に帰属することを欲した。

IP フアルキディウス法も、同様にペーガス元老院議決も、相続財産に含まれる負債の清算が行われ、教会により〔キリスト教の〕神の名誉に対して残された物が分離されたならば、全てのものから相続財産の4分の1が書かれた相続人に帰属する、ということを定めた。

3 § 2 Gai. 2. 253を参照。

[4 相続財産の拒否について]

1 相続財産は言葉によるだけでなく動作によっても、その他のどのよう⁽²⁴⁾な意思表示によっても放棄することができる。

2 信託遺贈の受益者が申請する場合には、相続人はムニキピウムの公職を通じ属州長官の承認にもとづき相続財産を引受け引渡すよう強制さ⁽²⁵⁾れる。

3 相続人が相続財産を引受けることを望んでいないと信託遺贈の受益者が主張する場合、受益者は、相続人が欠席したままでも裁決が付与され、⁽²⁶⁾占有が付与されるよう要求するのは当然である。

IP 相続人として書かれ、そして他の者に相続財産を引渡すよう命じられた者が、相続の引受けを無視する場合、この順位で相続人として書かれた者は相続財産を引受け引渡すよう命じられることを、信託遺贈の受益者は主張することができる。

4 [負債があると] 疑われた相続財産を引受けるよう強制された者は、⁽²⁷⁾トゥレベッリウス元老院議決により全て [の相続財産] を引渡す。

IP 引渡すよう命じられた相続財産を引受けることをためらっていた者は、相続財産を引受けることを強制された場合、その相続財産全体を信託遺贈の受益者 [の財産] に変えるよう強制される。

4 §1 Dig.29.2.25にもとづく。 §§ 2-4 Gai.2.258. Vlp.25.16を参照。

(24) Liebs では、4.3.5となっている。

(25) Liebs では、4.3.6となっている。

(26) Liebs では、4.3.7となっている。

(27) Liebs では、4.3.8となっている。

[5 不倫遺言の訴について]⁽²⁸⁾

1 以下のような遺言は義務違反と言われる。すなわち、卑属が根拠なく相続人から廃除された場合に愛情義務にもとづかず作成されたと見なされるもの、である。

2 母によって遺言がなされた後に出生した息子が、そうすることができるにもかかわらず母によって意思が変更されたならば、看過された息子の例にならい、義務違反の遺言の訴を起こすのは正当である。

IP 女が遺言をなした後で子供を産み、息子が生まれたにもかかわらず遺言を変更しなかった場合、看過された息子は母の義務違反の遺言について訴えることができる。

3 皇帝が相続人であると書かれた遺言は義務違反であると示されることが出来る。なぜなら法律を作る者が同等の威儀により法律に従うことはふさわしいからである。

4 [遺言が] 義務違反であると述べることの出来ない者は、相続財産を請求することは禁じられない。

5 全財産について指定された相続人は、[遺言が] 義務違反であると述べることは出来ない。相続財産が全くなくなったか否かは関係がない。というのは、ファルキディウス法の、あるいは、ペーガス元老院議決の利益によって〔相続財産の〕 4 分の 1 はその者の許に留まることになるからである。

(28) Liebs では、4.4となっている。

IP 父が全財産の相続人に息子を指定し、信託遺贈を通じてあるいは遺贈を通じて、全相続財産それ自体を複数の者たちに分配する場合、息子は父の遺言に反して、義務違反〔の遺言〕について訴えることはできない。なぜなら、ファルキディウス法を通じて、あるいは〔ペガス〕元老院議決の利益を通じて、息子は4分の1を自身のために保持することになるからである。

6 [相続財産全体から] 債務と葬儀費用が差し引かれた後、相続財産の4分の1の部分は卑属に与えられなければならない。その結果、卑属は義務違反の遺言の訴を起こすことが出来ない。解放もまたその相続分を減らすと定められている。

IP ファルキディウス法が息子のために考慮されるべき場合は常に、相続財産全体から最初に死者の債務が、そして〔次に〕死者の葬儀のために支出された費用が差し引かれる。しかしそれらとともに生じた解放もやはり〔相続人に〕義務付けられる。そのような場合にもファルキディウス法、すなわち、各々の相続分の4分の1の部分が、卑属のために義務付けられる。

7 息子が父の判断により〔相続財産の〕4分の1を取得した場合、義務違反の訴より前に共同相続人から4分の1が満たされるよう息子が望むのは当然である。

IP 息子が相続人として書かれ、死亡した父の指名に基づいて彼の持分の4分の1より少ない〔部分〕が割り当てられた場合、その持分が共同相続人である兄弟たちより補充されるよう望むのは正当である。なぜなら、そのような事例においては、義務違反の遺言の訴権は取り除かれるからである。

8 義務違反の遺言について訴えられないように、というような約束は、〔父の〕判断にもとづく将来起こりうる〔義務違反の遺言の〕訴を除外するものではない。なぜならば、卑属は約束によってよりも〔卑属の〕利益⁽²⁹⁾によって義務を負わされる、というのが通説であったからである。

(29) 当該法文に関連する法文として、ペーピニアースは以下のように述べている。

IP 父が存命中に息子たちの間で、父が死亡した後に義務違反の遺言について息子たちが訴えられないように、というような約束がなされる場合、このような約束は効力を持たない。しかし〔義務違反の遺言の訴が〕認められる者は、義務違反の遺言について訴えることができる。

9 相続財産を返還するよう求められた者が義務違反の遺言の訴を提起したとしても、信託遺贈にとって不法とはならない。なぜならば、〔ペーガス〕元老院議決の恩恵によりその者が持つことができた相続財産の 4 分の 1だけを失うに過ぎないからである。

IP 残された相続財産を返還するよう死者から要求された者が義務違反の遺言の訴について訴訟を提起した場合、返還することを命じられた者に返還するよう信託遺贈された物は、完全になくなるわけではない。しかし、義務違反の遺言の訴を提起した者は、信託遺贈に基づき〔ペーガス〕元老院議決の恩恵により有することになったであろう〔相続財産の〕 4 分の 1 を落度により失う。

10 指定された相続人が補充指定相続人を持つ場合、義務違反の遺言について訴が成功しなかったならば、その財産は国庫ではなく補充指定相続人のものとなるであろう。

[6 〔相続財産の〕 20 分の 1について]⁽³⁰⁾

1 遺言書は、次のような仕方で開封される。すなわち、遺言に封印した証人たちあるいは彼らの多数が召喚され、封印が確認された後、〔遺言書にかけられた〕紐がほどかれて、開封され、読み上げられ、そして遺言書

C. 3. 28. 35. 1 「secundum Papiniani responsum, in quo definivit meritis filios ad paterna obsequia provocandos quam pactionibus adstringendos. (ペーピニアースの解答によれば、息子は合意によって義務を負わされるというよりも、〔父への〕尽力によって父に従うよう要請されるべきである、と定義されている。)」

(30) Liebs では、4.5となっている。

の写しを取る権限が生じ、その後、公になされた署名によって封印された遺言書は文書館に戻され、それは遺言書の写しが滅失した場合、文書館に求めることができるようになるためである。

2 ムニキピウム、植民市、町、総督統治区域、村、城砦、集落で作成された遺言は、フォールムあるいはパシリカで証人たちあるいは名誉ある者たちの立ち合いのもと、昼の第2時刻と第10時刻との間に開封され、読み上げられなければならない。そして写しが作成された後、〔遺言は〕開封するときに立ち会ったのと同じ [公職者たちによって] 再び封印されなければならない。

2^a 取り決めによって定められている方法とは異なる方法で、あるいは、定められている場所とは異なる場所で、遺言書を開封しあるいは読み上げた者は、5000セーステルティウスの賠償金を負わされる。

3 法律は遺言書が遺言者の死後ただちに開封されることを要求した。したがって、たとえこの状態が勅答によって変えられたとしても、立ち会う者たちによって3日あるいは5日間のうちに遺言書は開封されるべきである。不在者によっても、彼らが現れたならば、それらの期日のうちに開封されるべきである。なぜならば相続人や受遺者あるいは奴隸解放と同様に、必要な税のためにも遅滞が生じるべきではないからである。

6 § 2 [magistratibus] という言葉を Kr. は削除している。Dig. 29. 3. 7[Gai. lib. 7 ad Ed. prouinc.] を参照。

(31) ローマでは日の出から日没までを昼として、その間を12等分した。

(32) Liebs では、4. 5. 3となっている。本法文は一部の写本にのみ伝わるものである。

(33) Liebs では、4. 5. 4となっている。

[7 [偽造についての] コルネーリウス法について]⁽³⁴⁾

1 虚偽の遺言を書いた、読み上げた、虚偽の遺言にすり替えた、虚偽の遺言を封印した、[罪を隠そうとして]虚偽の遺言を隠した、封を切った、抹消した者は、偽造についてのコルネーリウス法の罰を科され、すなわち、島へ追放される。

2 虚偽の遺言にすり替えた、[罪を隠そうとして虚偽の遺言を]隠した、滅失した者だけでなく、知りながら企んでそのようなことをなすよう命じあるいはそのようなことをさせた者もまた、コルネーリウス法の罰を課される。

IP⁽³⁵⁾

3 遺言を隠す者とは、[遺言書があることおよびその内容について]充分に知りながら、相続人あるいは受遺者あるいは信託遺贈の受遺者を欺くために、または解放を詐害するために、遺言書を提出しない者である。

4 [遺言書を]所持し提出することが出来るのにそれを提出しようとしない者は、遺言書を隠していると見なされる。

(34) Liebs では、4. 6となっている。

(35) Haenel によれば、以下のような interpretatio が伝わっている。しかしこの interpretatio は多くの写本で欠落している。「Si quis testamentum suppresserit amoverit resignaverit deleverit aut consenserit aut fieri iusserit, ut falsarius in insulam deportetur. ある者が遺言を隠した、離れた所に隠した、封を切った、滅失した、あるいは共謀した、あるいは〔そのようなことを〕なすよう命じた場合、その者は偽造者のように島に流される。」

5 小書附も、隠れていて提出されない場合、隠されているとみなされることになる。

6 永久告示によって以下のことが定められている。すなわち、遺言の板が現れない場合、隠している者が提出するよう強いられる特示命令が下されたならば、[その者を]その提出について一年内に訴えることができる、ということである。ところで、板という名称にはパピルスと羊皮紙も含まれる。

[8 無遺言相続について]⁽³⁶⁾

1 無遺言者と呼ばれるのは次の者たちである。すなわち、遺言を作成できない者、あるいは無遺言で死亡したかのように自身で紐を解いた者、あるいはその相続財産〔の取得が〕拒絶された者、あるいは相続財産の条件⁽³⁷⁾を欠いている者、これらである。

2 プラエトルの法〔によらず〕作成された遺言は、悪意の抗弁を提出して対抗できることになる。

2^a 遺言が破壊されあるいは無効となる者たちは、確かに法上当然に遺言

8 §1-19 Coll. 16. 3 にもとづく。§1 Gai. 3. 1 を参照。§2 [sine] という言葉を Kr. は削除している。

(36) Liebs では、4.7となっている。

(37) FIRA は、Krüger にしたがって、4. 8. 1および4. 8. 2としているが、Seckel-Kübler や他の諸校訂本はこの法文を二つに分けずに4. 8. 1とし、FIRA が4. 8. 2a とする法文を4. 8. 2としている。Krüger は[sine] を削除している。Mommsen は、Huschke にしたがって、[sine] を[nisi] としているため FIRA が4. 8. 2とする法文を従属節として考え、4. 8. 1および4. 8. 2を一つの法文と考えている。Seckel-Kübler および Liebs は、クヤキウスにしたがって、[sane] としている。FIRA は、複数の写本に伝わっている [sine] を採用したものと思われる。

をして死亡していることになるが、遺言が無効であるならば結果として無遺言で死亡していることになる。

3 無遺言者の相続財産は12表法によります自権相続人に、次に〔最近〕宗族員に、ときにはゲンス構成員にも与えられた。12表法が述べていなかつた同父兄弟姉妹は法学者たちの解釈により〔最近〕宗族員たちの中で第一位の地位を確実に得た。

4 自権相続人とは次のような者である。まず父の権力に服している息子および娘である。養子であるか実子であるか、ユーリウス法あるいはペーピウス法によって問題とされた者であるかどうかは関係ない。ただ彼らが〔父の〕権力に服し続けている場合だけである。

5 自権相続人である者たちは、精神錯乱者あるいは幼児、また外国を旅する者のように、〔自らが相続人となったことを〕知らない者であっても、法上当然に相続人である。彼らにとってプラエトル法上の訴権による遺産占有の〔請求は〕必要でなかった。⁽³⁸⁾

6 遺言人の死により相続財産の所有権は自権相続人において継続される。そのため未成熟者には後見人の助成が、精神錯乱者には保佐人が必要でない。ただし、相続財産がたまたま債務の弁済のためにあるときは除く。精神錯乱者が正気を取り戻し、未成熟者が成熟者になって〔相続財産の所有権を〕控えることができるとしてもそうである。

8 § 3 Gai. 3. 19を参照。§ 4 Gai. 3. 2を参照。

(38) FIRA では *quibus bonorum possessionis …necessaria.* となっているが、この文章では主語が明示されておらず、我々は *petitio* を主語として補った。Seckel-Kübler 等の他の校訂本では、*quibus bonorum possessio nisi …necessaria.* (彼らにとってプラエトル法上の訴権によるのでなければ、遺産占有は必要ではなかった。) となっている。

7 父の死後に生まれた者、あるいは敵の下から帰ってきた者、あるいは第1回目もしくは第2回目の握取行為により解放され〔相手方のマンキピウム権に服している〕者、もしくは〔父の権力に服していないという〕間違った状態が明らかになった者は、父の権力のもとにいなかつたとしても、やはり父にとって自権相続人となる。

8 尊属自身が存在するために祖父の権力の下にあるいは曾祖父の家に誰も留まるのでなければ、息子および娘の次に彼らの男孫および女孫そして男曾孫および女曾孫の間で、そして次に男系でそれに続く者たちが無遺言相続に召還される。なぜなら、尊属は、彼ら自身がともに権力に服していた彼ら自身の卑属にとって、相続の順位において妨げとなるからである。

9 息子たちが一方の息子から生まれた孫たちとともに家に留まる場合、息子たちは兄弟の息子たちとともに無遺言の父の相続に召還される。彼らが自分の尊属の相続分に召還される場合、1人の息子と複数の孫がそれぞれ2分の1ずつを持つように、相続財産は頭分ではなく、株分で分割される。同様のことが生ずるのは、1人の祖父に由来する2人の息子が設けた異なる人数の孫たちが相続する場合である。

10 娘の子である孫は自権相続人ではない。なぜなら、他の家族に従う者たちは、当然、母方の祖父の権力に服することはできないからである。

11 ある者が無遺言で死亡したことが確定する時点で、自権相続人は決定されるべきである。そしてそのような事態は、条件を満たさない結果、そして祖父の存命中に父の死後に生まれた孫が現れることによって確定でき

8 § 7 Gai. 2. 141 ; 3. 5. 6を参照。§ Gai. 3. 2を参照。§ 10 Gai. 3. 10を参照。 §§ 11 - 20 Coll. 16. 3. 11-20にもとづく。

る。

12 家父権免除された息子が実子として認めた者、あるいは養子にした者は、祖父の相続において、父自身がそうであるように、自権相続人の地位を得ることはできない。それにもかかわらず、養子は、あたかも血族員の(⁽³⁹⁾)ようには、祖父の遺産の占有を請求することはできない。

13 自権相続人がいない場合、法律上の相続財産は宗族員に帰属することになり、宗族員の中では同父兄弟姉妹が第一の地位を得る。ところで宗族員とは、男系を通じた卑属の男性血族員であり、例えば、兄弟の息子、父方の伯叔父、以下それに続く者の全体である。

14 宗族員と血族員との間では以下のことが重要である。すなわち、宗族員にはもちろん血族員が含まれるが、血族員には宗族員は含まれない、ということである。そしてそれゆえ父方の伯叔父は宗族員でもあり血族員でもあるが、母方の伯叔父はただ血族員であるのみである。

IP 宗族員とは男系を通じた卑属であり、他方、血族員とは女系を通じた卑属である。そしてそれゆえ父方の伯叔父たちあるいは彼らの息子たちは宗族員でもあり血族員でもあるが、母方の伯叔父たちと彼らの息子たちは血族員ではあるが宗族員ではない。

15 同父兄弟姉妹とは、同じ父から生まれた者たちであり、母が異なるか否かを問わず、〔父の〕死亡時に〔その父の〕権力に服していた者たちである。家父権免除されていなかったのであれば、養子である兄弟も、そして父の死後に生まれた者たち、あるいはその事情を証明した者たちもま

8 § 15 Gai. 3. 10を参照。

(39) Coll. 16. 3. 12では、*Potest adoptivus, tamen…* (養子は〔自権相続人の地位を得ることは〕できるが、血族員の(39)ようには祖父の遺産の占有を請求することはできない) となっている。

た〔そうである〕。

16 姉妹は、同父兄弟姉妹の権利によって、兄弟の相続財産も姉妹の相続財産も〔その取得を〕認められる。

17 同父兄弟姉妹がいない場合には、ある者が親等において他の者に優先するという仕方で、相続財産は宗族員のもとにいく。複数の者たちが、同じ親等にいるならば、〔相続財産の取得を〕同時に認められる。

18 死亡した者に兄弟たちがいてその内の1人がいない場合に、兄弟の息子たちあるいは孫たちがいるならば、兄弟の息子が孫に優先される。

19 しかし、2人の兄弟に子供たちがいるならば、相続財産は株分ではなく頭分に分配される。当然その結果、相続財産は1人1人の数に応じて各人に分配される。

20 女性たちは、同父兄弟姉妹間の相続をこえて法律上の相続財産〔の取得〕⁽⁴⁰⁾を認められない。そしてこれは、市民法上、ウォコニウス〔法〕の考え方にもとづきもたらされたと見なされている。なお、12表法は性別⁽⁴¹⁾を問わず血族員たちを認めている。

IP 女性たちは、同父兄弟姉妹の兄弟が無遺言で死亡した場合を除き、宗族員たちとともに相続することはできない。なぜなら、男性の血族員たちも、宗族員たちがいないことが確定した場合を除き、無遺言者の相続に召還され

§ 16 Gai. 3. 14を参照。§ 17 Gai. 3. 11, 16を参照。§ 18 Gai. 3. 15を参照。§ 19 Gai. 3. 16を参照。

(40) ウォコニウス法 (lex Voconia) 前169年に定められた。

(41) Coll. の写本のいくつかでは cognatos としているが、Seckel-Kübler および Liebs は agnatos としている。この法文では宗族員(agnatos)と理解すべきである。

ないからである。もちろん、宗族員たちがいないときに血族員たちが相続する場合、同じ親等にある女性たちが男性たちとともに相続することができるの、当然である。

21 法律上の相続財産〔の取得〕においては地位の継承はない。それゆえ、相続を承認する前に、あるいは拒否する前に兄弟が死亡した場合、兄弟の息子は〔相続財産の取得を〕認められない。なぜなら、無視された継承〔する地位〕は〔親等の〕最も近い者に与えられるからである。

IP もしある者が兄弟と兄弟の息子を遺して無遺言で死亡するならば、相続財産は兄弟の息子ではなく兄弟に帰属することになる。なぜなら、死亡した者の兄弟が相続財産を拒否したり、あるいは承認することを望まなかつた場合、兄弟の息子は父方の伯叔父の相続財産を自身のために返還請求できることになるからである。

22 敵に捕らえられたが帰国権によって戻ってきた者は、自権相続人の権利も法律上の相続人の権利も失わない。そして、このことは島に追放された者たちあるいは罰として奴隸とされた者たちについても、元首の寛容によりそれらの者たちがあらゆる点で元の状態に回復された場合、遵守されるというのが通説であった。

23 相続人として振る舞うとは、将来の所有権が確定していることにもとづき相続財産の中からあるものを使用することである。そして、それゆえ、以下のような者は相続人として振る舞うと見なされる。すなわち、相続財産である土地を耕し収穫物を算出する者、そして相続財産である奴隸や家畜あるいはその他の財産を使用する者である。

24 複数の相続人の中で、また、複数の法律上の相続人の中で、ある者

8 § 22 Gai. 3. 27を参照。§ 23(25) Ul. 22. 26を参照。§ 24(26) [eum] という言葉を Faber. は削除している。Vlp. 25. 5を参照。

が相続財産を放棄しあるいは相続承認を妨げられた場合、相続承認した者にあるいは彼らの相続人に無視した者の部分が加わる。このことは、指定された相続人の場合、補充指定相続人を受諾した者にとっては生じることはないことになる。なぜならば書かれた相続人と法律上の相続人とは原因が異なるからである。

IP もし多数の法律上の相続人が残され、彼らのうちの誰かが相続財産を放棄したかあるいは相続承認を望まなかった場合、放棄した者あるいは相続承認を望まなかった者の部分は、相続承認した法律上の相続人によって取得される。しかし指定された相続人で別の人人がその人のために補充指定相続人とされた場合には、事情が異なる。なぜなら相続承認されるべき相続財産に関する文書の形式は指定相続人あるいは補充指定相続人によって遵守される、という遺言の順序が書かれた相続人において守られるべきであるからである。

[9 テルトゥッリアース元老院議決註解]⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

1 生来自由人である母親も被解放自由人である母親も、ローマ市民であれば、彼女たちが有子の権を得たとみなされるためには、3回および4回の出産で十分であるが、生きた子を月満ちて生む場合に限る。

2 1回の出産で3人の息子を同時に生んだ女性は、有子の権を取得しない。なぜなら、3回出産したのではなく、出産は1度だけだったとみなされるからである。たまたま間隔を置いて出産する場合を除く。

9 § 2 Gai. 3. 27を参照。 §§ 3-4 Dig. 1. 5. 14にもとづく。

(42) FIRA では、「補充指定相続人を受諾した者が生じる」([eum] qui acceperat substitutum euenire) とされているが、Seckel-Kübler や Liebs の校訂に従って訳出した。

(43) テルトゥッリアース元老院議決 (senatus consultum Tertullianum) ハドリーアース帝 (117~138) の時期に定められたとされる。

(44) Liebs では、4. 8となっている。

3 婦人が怪物あるいは奇形のものを生んだ場合、なんら手に入れることはない。なぜならば、人間という種類の形に反し、通常の状態とは異なつて生まれる者は、子ではないからである。

4 身体の一部の機能が〔通常よりも〕高い子は母親に有利である、とするのが通説であった。その部分は〔普通に〕形成されたと、当然、ある程度考えられるからである。

5 7ヶ月目に生まれた子は母親に有利である。なぜなら、ピュータゴラスの数についての考え方を認めていると考えられるからである。すなわち、7ヶ月目あるいは10ヶ月目の出産はより熟していると見なされている。

6 流産した胎児または墮胎された胎児は、出産を有効にするとは見なされない。

7 [ラテン人に擬制された] 被解放自由人の女性が有子の権を取得できるには、[ラテン人の] 生来自由人の女性のように、4回出産することで十分である。

8 ラテン人の生来自由人である女性がクリーテースの権を取得し3回子を産むならば、息子の法律上の相続財産に対してその取得が認められる。なぜなら、彼女は解放されたのではないからである。

9 3人の息子を有するか有していた母、あるいは、有しないか有したことのない者は、有子の権を有する。有するとは、[息子が] 生きている場合である。有していたとは、息子を亡くした場合である。有しないか有

したことがないとは、元首の恩恵によって有子の権を取得した場合である。

10 母は兄弟によって排除され、相続において兄弟は姉妹とともに等分に相続する。兄弟がいなかった場合、母と娘たちは、娘たちが何人いようとも、〔相続財産を〕等しい割合で取得する。

〔⁽⁴⁵⁾
[10]〕

1 父親が不明である息子たちは母の法律上の相続財産を得ようすることは禁じられていない。なぜなら、息子たち自身の相続財産が母たちのもとにいかなければならぬように、母たちの相続財産は息子たち自身のもとに等しい権利によりいかなければならないからである。

2 無遺言で死亡した母の法律上の相続財産は、クラウディウス元老院議決により女奴隸とされた娘あるいは〔奴隸身分から〕解放された娘のもとにいくことはない。なぜなら、奴隸も被解放自由人もローマ市民の母を持つとは解されないからである。

3 ローマ市民である息子たちは無遺言で死亡した母の法律上の相続財産の取得を認められるが、ラテン人となった息子たちはもちろん認められない。ところで息子たちは、法律上の相続財産が彼らのもとにいきかつ彼らにより相続承認される時点で、ローマ市民であることを要する。さらに息子たちは、母が無遺言で死亡したという知らせを受けたときではなく、それが確かなものと知ったときに、確実に母の相続人となる。

9 § 10 Lex Rom. Burgund. 28, 2. 3. を参照。10 §§ 1-3 Appendix 1, 17-19. にもとづく。

(45) Liebs では、4. 9となっている。

4 息子は、相続承認することによるのでなければ、母の法律上の相続財産を求めることができない。

[11 親等について]⁽⁴⁶⁾

1^a 血族関係の図はまっすぐに線を引くと 2 つの方向に分けられ、そのうちの 1 つは上向きのもの、もう 1 つは下向きのものである。しかし第二順位において複数の線が〔私〕の横に上から伸びている。これら全てをわれわれは広く扱い单一の書物に書いた。⁽⁴⁷⁾

1 第一順位では上向きの線に父と母が、下向きの線には息子と娘が含まれる。⁽⁴⁸⁾ 他の誰もこれらの線に結びつけられない。

2 第二順位では上向きの線に祖父と祖母が、下向きの線に男女の孫が、上から降りている横の線には兄弟と姉妹が含まれる。そしてそれらの地位にある者たちは二倍になる。なぜなら祖父と祖母は父からも母からも、男孫と女孫は息子からも娘からも、兄弟と姉妹は父からも母からも得られるからである。またそれらの者たちは、さらに続く親等においても同じく、それぞれの親等にある人々のあり方に応じて、まさにこの仕方で二倍になる。⁽⁴⁹⁾

IP 第二順位のこれらの人々は *duplices* (2 倍者) と呼ばれる。なぜなら父方の祖父と母方の祖父とが 2 人いるからである。同様に孫にも 2 種類ある。すなわち息子からあるいは娘から生まれた者である。兄弟と姉妹は傍系に由

10 § 4 Appendix 1, 8 にもとづく。

11 Lex Wisigoth. 4, 1 にもとづく。§ 1^a Dig. 38. 10. 9. にもとづく。

(46) Liebs では、4.10 となっている。

(47) Liebs では、4.10.1 となっている。

(48) Liebs では、4.10.2 となっている。

(49) Liebs では、4.10.3 となっている。

来する。父の兄弟または母の兄弟も傍系に由来し、そしてその者は父方の伯叔父あるいは母方の伯叔父と呼ばれる。また彼ら自身もこの仕方で2倍になっている。

3 第三順位では上に曾祖父と曾祖母がくる。下に男女の曾孫がくる。上から降りる横の線には兄弟と姉妹の息子と娘、父方の伯叔父と父方の伯叔母、すなわち父の兄弟と姉妹、母方の伯叔父と母方の伯叔母、すなわち母の兄弟と姉妹がくる。⁽⁵⁰⁾

4 第四順位では上に高祖父と高祖母がくる。下に男女の玄孫がくる。上から降りる横の線には兄弟と姉妹の男孫と女孫、父方の従兄弟と従姉妹、すなわち父方の伯叔父の息子と娘、母方の従兄弟と従姉妹（consobrinus consobrina）、すなわち母方の伯叔父と伯叔母の息子と娘、父の姉妹の子供である従兄弟と従姉妹、すなわち父方の伯叔母の息子と娘がくる。父方・母方いずれの姉妹から生まれる従兄弟姉妹（consobrinus）もくる。父方の大伯叔父と大伯叔母、すなわち父方の祖父の兄弟と姉妹がこれらの者たちに加わる。大伯叔父と大伯叔母、すなわち父方の祖母および母方の祖母の兄弟と姉妹が加わる。⁽⁵¹⁾

IP 法自体が言明する事柄がこれ以上拡がることはない。

5 第五順位では上に高祖父母の父と母がくる。下に男女の來孫がくる。上から降りる横の線には兄弟と姉妹の男女の曾孫、父の兄弟の男女の孫、父の姉妹の男女の孫、母の兄弟の男女の孫、母の姉妹の男女の孫、イトコチガイ、すなわち祖父の兄弟の息子と娘、祖父の姉妹の息子と娘、祖母の兄弟の息子と娘、祖母の姉妹の息子と娘がくる。これらの者たちに

(50) Liebs では、4. 10. 4となっている。

(51) Liebs では、4. 10. 5となっている。

propatruus と *proamita* が加わるが、彼らは父方の曾祖父の兄弟姉妹である。*proauunculus* と *promatertera* が〔加わるが〕、彼らは父方と母方の曾祖母の兄弟姉妹、母方の曾祖父の兄弟姉妹である。⁽⁵²⁾

IP このことがらはここで書かれているのとは異なる親等や用語で言い表すことはできない。

6 第六順位では上に高祖父母の祖父母がくる。下に男女の昆孫がくる。上から降りる横の線には、兄弟と姉妹の男女の玄孫、父方の従兄弟姉妹の男女の孫、母方の従兄弟姉妹の男女の孫、父方の大伯叔父母の男女の孫、母方の大伯叔父母の男女の孫、*consobrini* と呼ばれるマタイトコがくる。さらに横には、これらの者たちに、曾祖父の兄弟姉妹の息子と娘、父方の曾祖母の兄弟姉妹の息子と娘、母方の曾祖父母の兄弟姉妹の息子と娘が加わる。*abpatruus* と *abamita* [もこれらの者たちに加わるが]、彼らは父方の高祖父の兄弟姉妹である。*abavunculus* と *abmatertera* [も加わるが]、彼らは父方および母方の高祖母の兄弟姉妹であり、母方の高祖父の兄弟姉妹である。⁽⁵³⁾

7 第七順位では上にあるいは下に直系でつながる血族員がくるが、これらの者たちは固有の名称では呼ばれない。しかし、上から降りる横の線には、兄弟あるいは姉妹の男女の来孫が、マタイトコの息子と娘が含ま

(52) Liebs では、4. 10. 6となっている。*propius*について、多くの写本には *proprius*となっており、*propius*としたのはクヤキウスが最初と思われるが、Krüger はクヤキウスの理解に従って、*sobrinus*を *sobrino*としたと思われる。さらに *propius*と理解した場合、何により「近い」のかが問題となる。*sobrinus*に類似するものとしてより近いのか、あるいは *ego*から系統をたどってより近いのかが考えられるが、われわれはさしあたり前者で理解した。FV のパウルス法文に *sobrinus*を六親等で理解するものがあり、それを鑑みると系統をたどってより近いという可能性もないわけではない。

(53) Liebs では、4. 10. 7となっている。

⁽⁵⁴⁾
れる。

IP これも著者自身が論じた以上にはより多く明らかにされることはできない。

8 親等の連続はしたがって 7 つで構成された。なぜならば事柄の自然により、それ以上には名称を見つけることも、それに續く者たちに命が延ばされることもできないからである。⁽⁵⁵⁾

IP これらの 7 つの親等に親族関係の全ての名称が含まれる。この名称を越えて親族関係は見つけられず、〔親等の〕連続もこれ以上拡大されることは出来ない。

[12 解放について]⁽⁵⁶⁾

1 主人の 1 人が、解放によって共有の奴隸をローマ市民にできないと同様にラテン人にもできない。その〔解放する〕者の持分は、奴隸がその者に属するならばローマ市民となる場合、〔他の〕組合員に加わる。

IP ある者が共有の奴隸を解放した場合、解放によりその奴隸をラテン人にもローマ市民にもすることはできない。その結果その者の持分は解放する者にとっては消滅し、あたかも奴隸がその者に属していたかのように、最初からもう 1 人の主人に取得される。

2 口のきけない者と耳の聞こえない者は奴隸を棍棒で解放することはできない。友人間で解放することおよび書面によって開放することは禁じ

12 § 1 Vlp. 1. 18を参照。

(54) Liebs では、4. 10. 8となっている。

(55) Liebs では、4. 10. 9となっている。

(56) Liebs では、4. 11となっている。

られていない。ところで奴隸が市民法上の自由を取得することができるよう、売買の約定によって定めることができる。

3 属州長官の面前で拷問にかけられ決して罪を告白しなかった者は、市民法上の自由にいたることができる。

4 信託遺贈により与えられた自由は、相続人が解放を命じられた奴隸をとどめ置いた場合、相続人の行為によても変わらない。

IP 信託遺贈によって与えられた自由は、相続人が解放を命じられた奴隸を罪を咎めて鎖につないだ場合、これによても相続人により元に戻すことはできない。

5 組合員の 1 人が共有奴隸をとどめ置くことによっても将来の自由を害することにはならない。なぜなら〔2つの〕意見の中では、厳格な意見よりも寛大な意見の方が優先されるからである。また、憐れな者たちを優遇することは確かに人間的な分別であり、責任を負う者と完全に示すことの出来ない者たちを、責任を負わない者と言う事もそれに近い。⁽⁵⁷⁾

IP 主人の 1 人が共有の奴隸を鎖につないだ場合、これによっても、奴隸が後に解放されたならば、奴隸の自由を害することにはならない。なぜならば、こうした場合には奴隸に対して何も行わなかったより寛大な主人の意見がより良いと判断されるからである。そしてそれゆえに奴隸が両方の主人によって解放されたならば、〔奴隸は〕 ローマ市民となることができる。

6 債務者あるいは債権者が、質物である奴隸をとどめ置くことによって、〔解放された後〕 降伏外人類〔となる奴隸〕 とすることはできない。

12 § 5 Vlp. 前出箇所を参照。

(57) *prope et* は多くの写本では *probet* という形で伝わっているが、Krüger が *prope et* として理解し、FIRA はそれに従ったものと思われる。Seckel-Kübeler は *et prope*、Liebs は *probe et* としている。

なぜなら一方は他方〔の同意〕を欠いては質物の状態をさらに悪くすることはできないからである。

7 精神錯乱者あるいは未成熟者である主人の命令により拘束された奴隸は降伏外人類に含まれない。なぜならば精神錯乱者も未成熟者も正確に判断できないからである。

8 主人自身が拘束する場合のみならず、拘束されることを〔主人が〕命じ、あるいは拘束する委託事務管理人または財産管理人の行為を承認する場合も、自由が害される。主人は〔奴隸が〕拘束されたことを知る前に主人が拘束を解く理由を認めていたならば、拘束は将来の解放に害とはならない。

IP 主人のみならず彼の委託事務管理人あるいは財産管理人が奴隸を拘束し、これが正当になされたと主人が認めた場合、将来の解放が妨害される。一方、財産管理人によって拘束された奴隸が解放されることを主人が指図した場合、将来の自由は妨害されることはない。

9 目の見えない者のために保佐人が付与されることはない。なぜなら、目の見えない者自らが自分のために委託事務管理人を指定することができるからである。

[13 信託遺贈された自由について]⁽⁵⁸⁾

1 「[相続人が] 自らの子を家父権免除した場合」という条件を付して指定された相続人は、いずれにせよ子を家父権免除しなければならない。なぜなら、家父権免除が条件としてここに書き加えられたと見なされるから

(58) Liebs では、4.12となっている。

である。

2 信託遺贈された自由を遺した者が死亡したならば、その者の相続人たちは自由を付与しなければならない。

IP 奴隸が解放されることを信託遺贈によって遺言者が命じ、解放される前に自由がその信義に委ねられた者が死亡した場合、その者の相続人は、その本人〔死亡した相続人〕が与えていたであろう解放をなすべきことを強いるのは当然である。

3 死んだ人は自分の奴隸たちに次のように自由を付与していた。「私はこの者たちが自由であることを欲する。そして私は私の息子たちのために彼らを後見人として与える」。信託遺贈された自由は妨げられる。なぜなら、未成熟者たちは後見人の助成なしに解放できず、後見人は後見人を持つ者たちに与えられることができないからである。しかし後見人不在の場合はやがて以下のようにみなされる。すなわち元老院の布告によります自由が、次いで後見が成り立つ。

IP 死んだ人が自分の奴隸たちに自由の付与を息子たちの信義に委ね、彼らが自分の息子たちにとって後見人であることを命じた場合、この仕方で信託遺贈された自由はときには妨げられる。なぜなら、未成熟者たちは後見人の助成なしに奴隸たちを解放できず、父によって個別に遺された後見人を持つ者たちは他の後見人を持つことが出来ないからである。しかしこのような場合に〔元老院〕階層の助言と判断により次のように見なされた。すなわち、未成熟者たちは後見人不在ならば、自由が奴隸たちに付与される場合、審判人によって遺言の形式にしたがい最初に彼らに自由が与えられたならば、後見人であることも確実であると考えられる。

[14 フーフィウス・カニーニウス法註解]⁽⁵⁹⁾⁽⁶⁰⁾

1 フーフィウス法にもとづけば、奴隸を遺言によって名前をあげて解放することができる。ところで、名前をあげて解放するとは、「スティクスは自由となれ」というやり方で解放することだと解される。しかし「私は食料を調達する者が自由であることを望む」あるいは「私はその女奴隸から生まれるものが自由であることを望む」というやり方でも、名前をあげて〔自由が〕付与されたかのように、オルフィートゥス元老院議決にもとづいて自由が得られる。なぜなら、職務や技術を呼び上げることは、名前をあげることについて何も変更しないからである。ただし、その職務で指示される者がたまたま複数いる場合を除く。なぜなら、その場合は、遺言者が考えたと見なされる者がはっきり分かるように、名前が付け加えられなければならないからである。

2 遺言によって確認された小書付によって付与された自由は、遺言書によって付与された自由と競合し、そして小書付が遺言に先行するにせよ、後続するにせよ、それらの遺言書は最終のものとされる。なぜなら、いずれの〔小書付によって付与された自由も〕遺言にもとづいて確認されるからである。

IP 遺言と小書付によって自由が付与される場合、小書付において解放された者たちは、小書付が遺言の前に作成されたにせよ、あるいはその後に遺言

14 § 1 Vlp. 1. 24, 25を参照。

(59) フーフィウス・カニーニウス法 (*lex Fufia Caninia*) 前2年に定められたとされる。

(60) Liebs では、4. 13となっている。

(61) オルフィートゥス元老院議決 (*Senatusconsultum Orfitianum*) 後178年に定められた。

によって確認されたにせよ、小書付によって解放されるであろう者たちよりも劣位の地位にあると見なされるべきである。それゆえ、まず、遺言によって解放された者たちが数えられ、次に小書付において解放された者たちが数えられる。そして小書付によって解放された者の数がフーフィウス・カニーニウス法に含まれる数よりも多い場合、小書付において法定数を超えて解放されたことが明らかである者たちは、自由を失う。⁽⁶²⁾

3 奴隸の数がフーフィウス・カニーニウス法によって計算される場合には、意思によって常に占有が保持されている逃亡〔奴隸〕も数に加えるべきである。

4 フーフィウス・カニーニウス法によって、一定数の奴隸が遺言によって解放されることが定められている。すなわち、2人から10人までの場合は半分が、10人より多く30人までの場合は3分の1が、30人より多く100人までの場合は4分の1が、100人より多く500人までの場合は5分の1が〔解放される〕。しかし、奴隸の最大数のうち100人を超えて解放されることは許されない。

[⁽⁶³⁾ 14^A]

被解放自由人は、保護者の息子が同意しなければ、自身の生来自由人身分を回復できない。なぜなら、〔被解放自由人の〕不正が保護者自身に対してなされたか保護者の息子たちに対してなされたかで、何ら異ならないからである。

14 § 4 Gai. Epit. 1, 2 pr. を参照。14^A Dig. 40. 11. 4にもとづく。

(62) per codicillos と読むよりも per testamentum と読む方が内容上、整合性がある。

(63) Liebs では、4. 14 「金の指輪の権利および生来自由人身分の回復について de iure aurerorum anulorum et de natalibus restituendis」 となっている。

○親等図

